

## 令和5年度後期分授業料免除の継続申請について（連大用）

〔継続申請が可能な方〕

- ・令和5年度前期に授業料免除申請をした方（私費外国人留学生を除く）  
※前期授業料免除をした方で前期から家計状況等に変更がある場合、長期療養者がいる場合でも証明書類を提出することで継続申請可能です。  
※前期に授業料免除申請をしていない方、私費外国人留学生は、通常の申請を行ってください。

〔申請方法・提出書類〕

提出期限までに以下の書類を提出してください。

1. 「授業料免除継続申請申出書（様式 12）」（PDF形式でホームページにも掲載しています）  
※保証人の方の署名が必要です。
2. 令和5年度所得・課税証明書 対象者：父母（独立生計者の場合は、本人及び配偶者）
3. 「授業料免除継続申請チェックシート」（PDF形式でホームページにも掲載しています）
4. 変更点等を証明する書類（変更がない場合は不要）  
※「授業料免除継続申請チェックシート」で必要な書類を確認してください。

○家計状況等の変更点の具体例

- ・同一世帯人数、同居・別居の状況が変わった
- ・本人及び同一世帯員の就職、転職、退職、雇用形態等の変更による収入額の増減
- ・年金、雇用保険、生活保護手当、児童扶養手当等の支給状況が変わった
- ・臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生
- ・障がい者の有無の状況が変わった
- ・兄弟等の就学状況（入学、退学、卒業等）、通学区分が変わった
- ・家計支持者が風水害等の被害を受けたことによる支出増、生産減

〔提出期限〕

**9月8日（金）**（郵送の場合は必着）

〔提出場所〕

○大学窓口へ提出の場合（平日10時～17時受付）

- ・鳥取大学所属学生：鳥取大学学生部学生生活課奨学係窓口
- ・島根大学所属学生：島根大学学生支援課奨学支援グループ窓口
- ・山口大学所属学生：山口大学農学部学務係窓口

○郵送の場合・・・鳥取大学学生部学生生活課奨学係宛

〔注意事項〕

- ・免除の選考は、前期と後期にそれぞれ個別に実施し、その期の全体の申請状況に応じて判定しますので、前期分の結果がそのまま後期分に適用されるとは限りません。
- ・本申出書に虚偽の事実が判明した場合は、免除実施後であっても免除の許可を取り消し、授業料を納付していただきます。

（問い合わせ・送付先）

〒680-8550

鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥取大学 学生部 学生生活課 奨学係

TEL：0857-31-6776・5059

FAX：0857-31-6799